

報第1号

教育委員会事務局職員の人事異動について

標記の人事異動について、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条の規定により、次のとおり専決したので報告し、承認を求める。

平成29年8月22日 提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

記

(平成29年8月1日付発令)

転任の職	現 職	氏 名
知事の事務部局へ (環境生活部県民生活課課長補佐兼 交通安全・コミュニティ係長)	教育総務課課長補佐 兼調査広報係長	岩田 真澄
教育総務課課長補佐兼政策企画係長 ・調査広報係長	教育総務課課長補佐 兼政策企画係長	棚橋 典広

〈根拠法令〉

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成29年岐阜県教育委員会規則第15号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

（略）

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（略）

第二条及び第三条 （略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第1条第1項各号に規定する事務を専決することができる

2 教育長は、前項の規定により処理をしたときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 （略）